

9. む す び

今回作成した短時間降雨強度式を適用することにより、近年の甚大な被害をもたらした集中豪雨（平成 10 年 9 月の高知豪雨に続き、平成 13 年 9 月の高知西南豪雨等）の降雨を考慮した計画を立案することが可能となる。

また、各土木事務所管内に 1 ヶ所程度降雨強度式を持つ観測所があることから、土木事務所分割を基本とし、日雨量降雨特性、短時間降雨特性、市町村界、主要な河川の流域界等を考慮して適用区分を分割したことにより、昭和 54 年当時に作成した降雨強度式の問題点（短時間雨量強度の逆転など）を解決できるものと考えられる。

さらに、近年提案されている様々な確率計算手法や、最適手法の選定基準を用い、より精度の高い短時間降雨強度の推定が可能となったと考えられる。

しかしながら、降雨強度式を適用する雨量観測所における確率日雨量と、検討対象流域の近傍にある日雨量観測所における確率日雨量に、大きな隔たりがある場合がある。これらの場合は、短時間雨量強度が過大(もしくは過小)になりすぎる場合があるため、地形特性、日雨量規模を判断した上で、別途検討が必要となる場合があるので注意を要する。

なお、河川改修計画を策定するにあたっては、単に確率規模のみで論ずることなく、既往の洪水を踏まえ、流域の重要度等などの地域特性を考慮し、詳細な検討を行う必要がある。また、奈半利川、安田川、伊尾木川、安芸川、新莊川、鏡川、国分川については、流域内に 2 つの適用観測所があるため、降雨強度式を適用するにあたっては、各観測所の支配面積により加重平均するなど、降雨特性に配慮した降雨強度式を検討する必要がある。

この手引き書を運用するにあたり、上記のような課題がある場合は、河川整備課と協議をし、決定するものとする。